

## インドにおける特許出願分割の変遷



シティージ・マルホトラ (Kshitij Malhotra)

Global IP India代表

インド弁護士、弁理士

発明の単一性に関する特許法の一般原則によれば、1つの特許出願は1つの発明のみに関係しなければならない。一方、1つの特許出願に複数の発明が開示されている場合が多くある。このような場合、特許出願（主出願）から切り分けられた分割出願を出願人が提出することが認められるのも特許法の一般原則である。また、特許審査官は、特許出願の審査中に、特許出願の主題が「単一の発明概念」を構成しない複数の発明を包含していることに気付いた場合、その中に含まれる創作的主題を分離するために、1またはそれ以上の分割出願を提出するよう出願人に要求することができる。

インドの特許法にも、同様の分割出願の概念が規定されている。分割出願に関しては、1970年インド特許法第16条、第10条(5)項および第7条(1)項に規定されており、その基本は第16条(1)項に以下のように定められている：

「第16条：出願の分割に関する審査官の命令権

(1) この法律に基づき特許出願をした者は、特許付与前であればいつでも、希望する場合、又は明細書の請求項が複数の発明に関するものであることを理由として審査官から出願が拒絶された場合には、先の出願について既に提出された仮明細書又は本明細書に開示された発明について更に出願することができる。”

インド特許法第16条にはさらに(2)項と(3)項があり、第16条(1)項に基づく分割出願に対する制限が規定されている。

第16条(2)項にはこうある：

「第16条(2)： (1)項に基づく追加の出願には明細書一式が含まれなければならないが、当該明細書一式には、先の出願で提出された明細書一式に実質的に開示されていない事項を含んではならない。

また、第16条(3)項にはこうある：

「第16条(3)： 審査官は、原出願又は追加出願のいずれかに従って提出された明細書に関し、いずれの明細書にも他方の明細書で請求された事項が請求されないようにするために必要な補正を要求することができる。

このような条文があるにもかかわらず、分割出願に関する実務は常に議論的となってきた。